

始めてみませんか！ パーソナルアシスタンス制度

パーソナルアシスタンスって何？

ホームヘルプサービスでは、障がいのある方は、札幌市が決定した「時間」の範囲で、サービス事業所からヘルパーの派遣を受けています。

パーソナルアシスタンス制度（以下「PA」と表記）とは、「時間」で決定している重度訪問介護の一部を「金額」で決定するもの。利用者はその金額を基に、自分が希望する介助者を決めたり、介助者への報酬額を決めたりと、利用者自身が必要な介助を組み立てる新しい仕組みです。



保健福祉局
イメージキャラクター
『ほふくろう』

～ PA利用のイメージ ～ ※時間や金額は一例です

①重度訪問介護の支給決定を受けている

②決定時間の一部をPAで「金額」に振り替え

200時間をPAに振り替え

利用者が自分で決めた時間を金額に振り替えることができます。

振替時間数 × 2,400円が利用金額の上限です。

決定通知書
200時間 × 2,400円
= 月48万円

受給者証
月330時間



130時間はそのまま重度訪問介護を利用

これまで通り、事業所を通してヘルパーを派遣してもらう

③介助者を募集し、PA費の範囲内で契約

利用者が直接介助者と契約し、介助内容、シフトや金額を自ら決定。例えば、1時間1,200円で契約が成立すると…

④介助者の選択が可能・介助時間が増加



月48万円 ÷ 1時間1,200円
= 400時間



受給者証
月130時間

400時間

+

130時間

◎必要とする介助を自ら組み立てることができる！
◎重度訪問介護と合わせて530時間に！



さっぽろ市
02-F04-23-578
R5-2-427

PAサポートセンター

がいろいろな支援を行います

パーソナルアシスタンスを利用する場合は、障がいのある方自らが介助者の募集やシフトの調整、介助費用の管理などを行うこととなりますが、その支援を行う機関として「PAサポートセンター」があります。

PAサポートセンターの支援内容

- ◎ パーソナルアシスタンス制度の紹介・利用に関する相談
 - ◎ 介助者募集の支援・登録・情報提供
 - ◎ 札幌市に提出する書類作成等の支援
 - ◎ 介助等におけるトラブル時の支援
- e t c ...

サポートセンターは、札幌市が民間の団体に委託して運営している、PA利用者のための支援機関です。

PAの利用について

《利用対象者》

札幌市から重度訪問介護の支給決定を受けている方

《PAで受けられる介助》

重度訪問介護の介助範囲と同様。

《PA利用のメリット》

- ⇒ 自分で介助者を選んで決定するため、事業所の都合で介助者を変更されることがなくなります。
- ⇒ 介助者の報酬額によっては、これまでの制度以上に介助時間を確保できる場合があります。

《申請から利用までの流れ》



～ 制度・利用に関するお問い合わせ先 ～

■ PAサポートセンター
〒065-0014
札幌市東区北14条東14丁目2-5
光星ビル3階
NPO法人ホップ障害者地域生活支援センター
電話：790-6003
ファクス：748-6221
メール：pa-support@npo-hop.org

または

■各区役所

区役所名	住所	電話
中央区役所	中央区大通西2丁目9番地	231-2400
北区役所	北区北24条西6丁目	757-2400
東区役所	東区北11条東7丁目	741-2400
白石区役所	白石区南郷通1丁目南8-1	861-2400
厚別区役所	厚別区厚別中央1条5丁目3-2	895-2400
豊平区役所	豊平区平岸6条10丁目	822-2400
清田区役所	清田区平岡1条1丁目2-1	889-2400
南区役所	南区真駒内幸町2丁目2-1	582-2400
西区役所	西区琴似2条7丁目	641-2400
手稲区役所	手稲区前田1条11丁目1-10	681-2400

パーソナルアシスタンス制度に関しては、札幌市ホームページにも掲載しています。

札幌市PA制度

検索

でクリック！